

国不籍第368号
令和3年1月15日

都道府県地籍調査担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局
地籍整備課長
(公印省略)

森林境界明確化活動と地籍調査との連携に係る留意事項について

森林地域における地籍調査については、森林整備地域活動支援対策交付金等による森林境界の明確化の活動（以下「森林境界明確化活動」という。）との密接な連携の下で推進していくことが重要であることから、これまで、「森林境界明確化活動と地籍調査等との連携について（平成25年3月26日付け林野庁森林整備部計画課長、国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長連名通知。以下「平成25年通知」という。）」及び「リモートセンシングデータを活用した森林調査等と地籍調査との連携の推進について（令和2年10月30日付け林野庁森林整備部森林利用課長、国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長連名通知。以下「令和2年通知」という。）」により通知しているところです。

こうした中、地籍調査と森林境界明確化活動との連携を的確に推進することにより、調査の効率化や土地所有者等の負担軽減を一層促進していくことが重要と考えており、こうした観点から、平成25年通知及び令和2年通知とあわせて、下記の点にも留意して、連携の取組を推進していただくようお願いします。

また、この旨、貴管内市町村その他関係者への周知方よろしくお願いします。

記

- (1) 林務担当部局から地籍調査担当部局に提供された森林境界明確化活動の成果の活用にあたっては、当該活動に係る測量成果、境界杭、立会いに関する記録等の確認を行った上で、
- ① 土地所有者等により確認された森林境界が地籍調査の対象としている筆界であると想定される境界箇所については、できる限り土地所有者等の再度の立会いを求めることを避けること
 - ② 森林境界明確化活動で設置された境界杭が地籍調査の対象としている筆界の位置に存在する場合には、同位置に新たな杭を設置せずに当該境界杭とその測量成果を活用すること

を徹底すること等により、土地所有者等の負担軽減に十分配慮しつつ、効率的に調査を実施するよう努めること。

- (2) なお、(1) ②において、筆界の位置に境界杭は設置されているものの、測量は行われていない場合や、測量は行われているものの地籍調査に求められる測量精度を満たしていない場合には、地籍調査では、当該境界杭の測量のみ行うことを検討するものとする。

以上